

令和 8 年 3 月

議 案

珠 洲 市

# 議案目次

議案第15号	令和8年度珠洲市一般会計予算	
議案第16号	令和8年度珠洲市国民健康保険特別会計予算	
議案第17号	令和8年度珠洲市介護保険特別会計予算	
議案第18号	令和8年度珠洲市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第19号	令和8年度珠洲市賃貸住宅事業特別会計予算	
議案第20号	令和8年度珠洲市病院事業会計予算	
議案第21号	令和8年度珠洲市水道事業会計予算	
議案第22号	令和8年度珠洲市下水道事業会計予算	
議案第23号	令和7年度珠洲市一般会計補正予算（第7号）	
議案第24号	令和7年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	
議案第25号	令和7年度珠洲市病院事業会計補正予算（第3号）	
議案第26号	令和7年度珠洲市水道事業会計補正予算（第5号）	
議案第27号	令和7年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第5号）	
議案第28号	珠洲市行政組織条例の一部を改正する条例について	----- 1

議案第 29 号	珠洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	-----	2
議案第 30 号	珠洲市行政手続条例の一部を改正する条例について	-----	3
議案第 31 号	珠洲市情報公開条例の一部を改正する条例について	-----	5
議案第 32 号	珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について	-----	6
議案第 33 号	珠洲市印鑑条例の一部を改正する条例について	-----	8
議案第 34 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	-----	9
議案第 35 号	珠洲市税条例の一部を改正する条例について	-----	10
議案第 36 号	珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	-----	11
議案第 37 号	珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を廃止する条例について	-----	14
議案第 38 号	珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について	-----	15
議案第 39 号	珠洲ホースパーク設置条例について	-----	16
議案第 40 号	指定管理者の指定について	[珠洲ホースパーク]	----- 19
議案第 41 号	指定管理者の指定について	[狼煙地区農山漁村活性化施設]	----- 20
議案第 42 号	指定管理者の指定について	[珠洲市自然休養村センター]	----- 21
議案第 43 号	指定管理者の指定について	[珠洲鉢ヶ崎健康運動広場、珠洲市鉢ヶ崎リゾート施設]	----- 22
議案第 44 号	指定管理者の指定について	[国民宿舎能登路荘、見付レストハウス、見付更衣施設]	----- 23
議案第 45 号	指定管理者の指定について	[珠洲市場浜塩田施設]	----- 24

議案第 4 6 号	珠洲市過疎地域持続的発展計画の変更について	-----	2 5
議案第 4 7 号	令和 6 年能登半島地震珠洲市健民体育館災害復旧工事の請負契約について	-----	2 6
議案第 4 8 号	6 災 4 1 0 1 号 普通河川鈴内川 河川災害復旧工事の請負契約について	-----	2 7
議案第 4 9 号	損害賠償額の決定及び和解について	-----	2 8
議案第 5 0 号	珠洲公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	-----	2 9

議案第 28 号

珠洲市行政組織条例の一部を改正する条例について

珠洲市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市行政組織条例の一部を改正する条例

珠洲市行政組織条例（平成 15 年珠洲市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表企画財政課の項中第 6 号及び第 7 号を削り、同表環境建設課の項第 9 号中「事項」の次に「(農林水産に関するものを除く。)」を加え、同表産業振興課の項に次の 1 号を加える。

(8) 農林水産の災害復旧に関する事項

第 2 条の表観光交流課の項に次の 2 号を加える。

(3) 文化の活用に関する事項

(4) 文化財の保護及び活用に関する事項

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 適正かつ効率的な行政組織を目指すため、市長の権限に属する事務の分掌を改めるもの。

議案第 29 号

珠洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

珠洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年珠洲市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「環境建設課」を「上下水道課」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 上下水道事業の管理者の権限に属する事務を適正かつ効率的に処理させるため、新たに上下水道課を設けるもの。

## 議案第 30 号

### 珠洲市行政手続条例の一部を改正する条例について

珠洲市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

### 珠洲市行政手続条例の一部を改正する条例

珠洲市行政手続条例（平成 10 年珠洲市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を珠洲市公告式条例（昭和 29 年珠洲市条例第 1 号）に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の珠洲市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由 行政手続法の改正に準じ、聴聞の通知等の公示の方法について、所要となる規定を改正するもの。

議案第 3 1 号

珠洲市情報公開条例の一部を改正する条例について

珠洲市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市情報公開条例の一部を改正する条例

珠洲市情報公開条例（平成 1 6 年珠洲市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「次の各号に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の珠洲市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にする請求について適用し、同日前にした請求については、なお従前の例による。

提案理由 行政情報の公開を請求できるものの範囲を拡大するため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 3 2 号

珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年珠洲市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

5 市長	住登外者宛名管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

を

5 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づかない予防接種（以下「任意予防接種」という。）に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	住登外者宛名管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

に

改める。

別表第2の2の項中「(昭和23年法律第68号)」を削り、同表に次のように加える。

23 市長	任意予防接種に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
-------	-----------------------------------	------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 予防接種法の改正により、予防接種事務がデジタル化され、個人番号を利用することとなるため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 33 号

珠洲市印鑑条例の一部を改正する条例について

珠洲市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市印鑑条例の一部を改正する条例

珠洲市印鑑条例（平成 2 年珠洲市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 2 号中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

提案理由 電気通信事業法の一部改正に伴い、引用する規定を改正するもの。

議案第 3 4 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年珠洲市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

都市計画審議会	会長	日額 6, 0 0 0 円
	委員	日額 5, 0 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 都市計画審議会の会長及び委員の報酬額を定めるため、所要となる規定を整備するもの。

議案第 35 号

珠洲市税条例の一部を改正する条例について

珠洲市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市税条例の一部を改正する条例

珠洲市税条例（昭和 58 年珠洲市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 1 条第 2 項中「4 月 1 1 日から同月 3 0 日まで」を「5 月 1 1 日から同月 3 1 日まで」に改める。

第 1 4 1 条第 4 号を削り、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

附 則

（施行規則）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の珠洲市税条例第 9 1 条第 2 項の規定は、令和 9 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 8 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由 軽自動車税の種別割について、納税通知書の印刷封入業務を外部委託することによる作業日数の確保のため納期を変更するとともに、珠洲市鉢ヶ崎温浴施設の廃止に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 36 号

珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

珠洲市国民健康保険税条例（昭和 29 年珠洲市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「20 万円」を「22 万円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定し

た18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7」を「100分の8」に改める。

第5条中「23,500円」を「31,000円」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.2を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,273円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について27円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(2) 特定世帯 350円

(3) 特定継続世帯 525円

第12条第1項中「通り」を「とおりに」、

「第4期 11月1日から同月30日まで

第5期 12月1日から同月27日まで

第6期 翌年1月1日から同月31日まで

第7期 翌年2月1日から同月末日まで

第8期 翌年3月1日から同月31日まで」を

「第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月27日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第9期 翌年3月1日から同月31日まで」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号中「16,450円」を「21,700円」に改め、同項第2号中「11,750円」を「15,500円」に改め、同項第3号中「4,700円」を「6,200円」に改め、同条第2項第1号中「3,525円」を「4,650円」に、「5,875円」を「7,750円」に、「9,400円」を「12,400円」に、「11,750円」を「15,500円」に改める。

附則第3項及び第4項並びに第6項から第13項までの規定中「第8条」の次に「第9条の3」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の珠洲市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金分を新設するとともに、国民健康保険の安定的な運営に資するため、保険税率及び課税限度額等について、所要となる規定を改正するもの。

議案第 37 号

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を廃止する条例について

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を廃止する条例

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 27 年珠洲市条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に行われている管理及び運営等に関する事項は、この条例の施行後もなおその効力を有する。

提案理由 珠洲市立保育園の保育料等を完全無償化するため、廃止するもの

議案第 38 号

珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例

珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成 14 年珠洲市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「令第 2 条の 4 第 2 項の表」を「令第 2 条の 4 第 2 項第 1 号イ又はロに掲げる区分に応じて、当該イ又はロ」に改め、同項第 3 号中「令第 2 条の 4 第 7 項の表」を「令第 2 条の 4 第 6 項」に改め、同項第 4 号及び第 5 号中「令第 2 条の 4 第 8 項の表」を「令第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要となる規定を改正するもの。

## 議案第 39 号

### 珠洲ホースパーク設置条例について

珠洲ホースパーク設置条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

### 珠洲ホースパーク設置条例

(目的及び設置)

第 1 条 馬の多様な利活用等の取組を通じて、地域の活性化と関係人口の拡大を図るとともに、自然と共生する持続可能な循環型社会の構築に寄与するため、ホースパーク（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 珠洲ホースパーク
- (2) 位置 珠洲市蛸島町鉢ヶ崎 3 6 番 3

(事業)

第 3 条 施設は、次の事業を行うものとする。

- (1) 馬を活用した市民及び観光客の交流促進に関すること。
- (2) 馬の堆肥化生成等の環境負荷低減対策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第 4 条 施設の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定手続等)

第5条 指定管理者の指定の手続等については、珠洲市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年珠洲市条例第6号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者が行う管理の基準は、第8条から第11条までの規定によるほか別に定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設の利用促進に関する業務
- (2) 施設の利用承認に関する業務
- (3) 施設の利用料等の徴収に関する業務
- (4) 施設の設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関し、市長が必要と認める業務

(入場料)

第8条 指定管理者は、別表に定める範囲内で入場料を徴収することができる。

2 入場料は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、正当な理由がなく施設の入場を拒み、又は退去を命じてはならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設の入場を拒み、又は退去を命じることができる。

- (1) 秩序若しくは風紀を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) その他管理上支障があると認める者

(入場料の減免)

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、入場料の額を減免することができる。

(入場料の不返還)

第11条 既納の入場料は返還しない。ただし、指定管理者が返還することを適当と認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(市長の承認)

第12条 指定管理者が第10条に規定する行為を行うときは、あらかじめ市長の承認を得なければならないものとする。

(損害の賠償)

第13条 市長は、利用者又は指定管理者がその責に帰すべき事由によって施設の設備、器具等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償させることができる。

(指定管理者不在期間の読替等)

第14条 市長が珠洲市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例第7条第1項の規定により施設の指定管理者の業務の停止を命じた場合若しくは市長が指定管理者の指定を取消した場合又は指定管理者を指定しない場合は、当該施設について当該停止の期間が満了するまでの間又は新たに指定管理者が指定されるまでの間における第8条から第11条まで(第8条第2項を除く。)の規定の適用については、「指定管理者」とあるのは「市長」とし、第4条から第7条まで、第8条第2項及び第12条の規定は適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	入場料
大人(中学生以上)	2,000円
小人(小学生以下)	1,000円

提案理由 珠洲ホースパークの設置及び管理に関し、必要な規定を整備するもの。

議案第40号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 珠洲ホースパーク
- 2 指定管理者となる団体の名称 みんなの馬株式会社
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市熊谷町8の部3番地
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 珠洲ホースパークの管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 4 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 狼煙地区農山漁村活性化施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社のろし
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市狼煙町テ部 1 1 番地
- 4 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 狼煙地区農山漁村活性化施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 4 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 珠洲市自然休養村センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 自然休養村センター管理会
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市馬縹町 1 7 字 3 0 番地
- 4 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 珠洲市自然休養村センターの管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 4 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称      (1) 珠洲鉢ヶ崎健康運動広場  
                              (2) 珠洲市鉢ヶ崎リゾート施設  
  (鉢ヶ崎ケビン)  
  (鉢ヶ崎メインバスハウス)  
  (鉢ヶ崎オートキャンプ場)
- 2 指定管理者となる団体の名称      一般財団法人 鉢ヶ崎リゾート振興協会
- 3 指定管理者となる団体の住所      珠洲市蛸島町 1 部 1 番地
- 4 指定の期間      令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由      珠洲鉢ヶ崎健康運動広場及び珠洲市鉢ヶ崎リゾート施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 4 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称   （1）国民宿舎能登路荘  
                          （2）見付レストハウス  
                          （3）見付更衣施設
- 2 指定管理者となる団体の名称   株式会社 のとじ荘
- 3 指定管理者となる団体の住所   珠洲市宝立町鶴飼 1 字 3 0 番地の 1
- 4 指定の期間       令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由           国民宿舎能登路荘及び見付レストハウス並びに見付更衣施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 4 5 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 珠洲市揚浜塩田施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社 奥能登塩田村
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市清水町 1 の部 5 8 番地 1
- 4 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 珠洲市揚浜塩田施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 46 号

珠洲市過疎地域持続的発展計画の変更について

珠洲市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり変更する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 本計画の計画期間が令和 7 年度末で終了することから、引き続き過疎地域の持続的な発展のための施策を推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項により、同計画を変更するもの。

議案第 4 7 号

令和 6 年能登半島地震珠洲市健民体育館災害復旧工事の請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年珠洲市条例第 2 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 令和 6 年能登半島地震珠洲市健民体育館災害復旧工事   |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 | 契約の金額  | 1 5 1, 8 0 0, 0 0 0 円<br>〔 内 取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 1 3, 8 0 0, 0 0 0 円 〕 |
| 4 | 契約の相手方 | 石川県珠洲市上戸町北方 3 1 部 7 番地 1<br>株式会社 平蔵建設<br>代表取締役 平蔵 涼子                     |

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

議案第48号

6災4101号 普通河川鈴内川 河川災害復旧工事の請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年珠洲市条例第2号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 6災4101号 普通河川鈴内川 河川災害復旧工事                              |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 | 契約の金額  | 247,610,000円<br>〔内 取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 22,510,000円〕 |
| 4 | 契約の相手方 | 珠洲市上戸町北方い部31番地1<br>株式会社のとさく<br>代表取締役 明星 加守暢           |

令和8年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

議案第 49 号

損害賠償額の決定及び和解について

珠洲市総合病院で発生した医療事故に係る和解のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、損害賠償額の決定について議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

記

1 損害賠償額 17,000,000 円

2 相手方 女性（70 代、珠洲市在住）

3 賠償責任発生の実態及び和解の要旨

令和 3 年 8 月 2 日に珠洲市総合病院で施行した左手根管開放術の際、左正中神経断裂の障害を負ったことによる損害を賠償するもの。

議案第50号

珠洲公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

珠洲公平委員会委員 山下 清一は、令和8年3月31日をもって任期満了となるので、後任者として次の者を選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

選任すべき委員

珠洲市馬縹町19字143番地

南 方 治

昭和26年2月15日生

令和8年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕